

# 比布町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

## 目次

### I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 . . . . . 1
2. 取組の経緯 . . . . . 1
3. 比布町行動計画の作成 . . . . . 2

### II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 . . . . . 4
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 . . . . . 5
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 . . . . . 6
4. 発生段階 . . . . . 7
5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 . . . . . 8
6. 対策推進のための役割分担 . . . . . 9
7. 行動計画の主要6項目 . . . . . 11
  - (1) 実施体制 . . . . . 11
    - ア 町の危機管理体制の整備 . . . . . 11
    - イ 比布町新型インフルエンザ等対策会議構成 . . . . . 12
    - ウ 比布町新型インフルエンザ等対策本部構成 . . . . . 12
    - エ 比布町新型インフルエンザ等対策本部の運営 . . . . . 13
    - オ 新型インフルエンザ等対策本部各部の役割等 . . . . . 14
  - (2) サーベイランス・情報収集 . . . . . 15
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 15
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 15
  - (5) 医療 . . . . . 15
  - (6) 町民生活の安定の確保 . . . . . 15

### III. 各段階における対策

1. 未発生期 . . . . . 16
  - (1) 実施体制 . . . . . 16
  - (2) サーベイランス・情報収集 . . . . . 16
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 17
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 17
  - (5) 医療 . . . . . 18
  - (6) 町民生活の安定の確保 . . . . . 19
2. 海外発生期 . . . . . 20
  - (1) 実施体制 . . . . . 20
  - (2) サーベイランス・情報収集 . . . . . 20
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 21
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 21
  - (5) 医療 . . . . . 22
  - (6) 町民生活の安定の確保 . . . . . 23
3. 国内発生早期 . . . . . 24
  - (1) 実施体制 . . . . . 24
  - (2) サーベイランス・情報収集 . . . . . 24
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 25
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 25
  - (5) 医療 . . . . . 29
  - (6) 町民生活の安定の確保 . . . . . 30

4. 国内感染期	31
(1) 実施体制	31
(2) サーベイランス・情報収集	32
(3) 情報提供・共有	32
(4) 予防・まん延防止	32
(5) 医療	33
(6) 町民生活の安定の確保	33
5. 小康期	35
(1) 実施体制	35
(2) サーベイランス・情報収集	35
(3) 情報提供・共有	35
(4) 予防・まん延防止	36
(5) 医療	36
(6) 町民生活の安定の確保	36

資料

・用語解説	38
・新型インフルエンザが大流行した場合、家庭で備蓄したら望ましいもの	42

# I. はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## 2 取組の経緯

### （1）国における取組の経緯

国では、特措法以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的改定を行い、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、わが国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は、約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等も見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともにこの新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

### （2）北海道における取組の経緯

道では、これまでも家畜伝染病予防法に基づき、家きん飼育農場に対する鳥インフルエン

ザの発生防止対策や異常家きん等の早期発見、早期通報などの動物に関する取組みを行うほか、「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」に基づき、新型インフルエンザの発生に備えた治療薬の確保などに努めてきた。

また、国において、平成17年（2005年）11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、道としても国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年5月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行った。

さらに、平成21年に道内でも大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）において講じた対策について、弱毒性の新型インフルエンザが発生した場合と強毒性の新型インフルエンザが発生した場合における課題の整理やその改善方向を検討するとともに、今後の新型インフルエンザの発生に備え、国への効果的な対応策の提言を目的として、「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」を策定するなど、新型インフルエンザに関する取組を進めてきた。

道は、特措法第7条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年（2013年）6月7日）（以下「政府行動計画」という。）を基本とし、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成しました。道行動計画は、道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

### （3）比布町における取組の経緯

本町では、新型インフルエンザについて行動計画は策定しておりませんでした。平成21年に道内でも流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）においては、国や道の協議のもと住民への情報の周知や予防接種への取組を進めてきた。

今回、特措法で行動計画の作成が義務付けにより、国や道の計画を参考に専門家等の意見聴取をしながら作成する。

## 3 比布町行動計画の作成

比布町新型インフルエンザ等行動計画（以下「町行動計画」という。）は、特措法第8条に基づき、「道行動計画」を基本とし、町における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとする。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- （1） 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （2） 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、町行動計画の関連事項として、道行動計画に準じ、対策の概要を示し

ます。

また、町行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画及び道行動計画に対応して作成する。

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が国内で発生すれば、感染拡大による健康被害は甚大となり、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものである。新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。

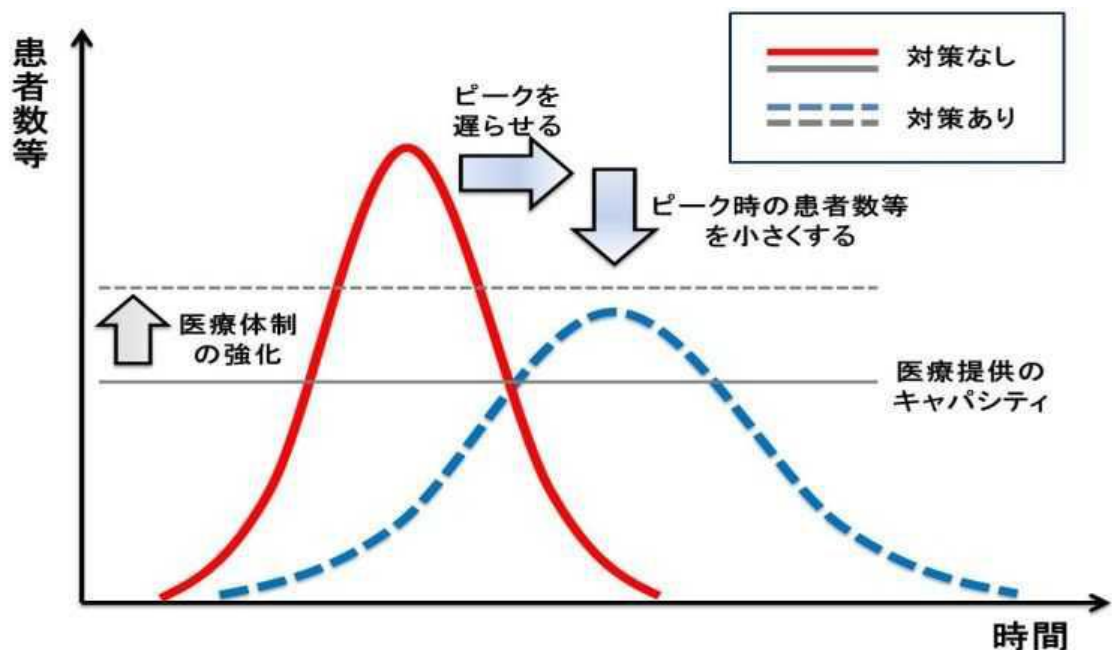
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 町民生活に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 道、市町村、指定地方公共機関ほか関係機関が事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。科学的知見及び国や道の対策も参考にしながら、比布町の地理的な条件、社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

○発生前の段階では、町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施するため、道行動計画やガイドラインを踏まえ、町の実情を考慮した業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備をしていく。

医療機関、事業所、学校、福祉施設、家庭・個人は、発生時にそれぞれ適切に行動していくように、事前の準備を早急に進められことが求められる。

○海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原性・感染力等に関する情報により、対策を進めていく。

○国内の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

○道内の感染期には、行動計画等に従い、国・北海道・近隣市町村と協力をしながら、事業者や町民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

○また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。



### 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

比布町インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部・道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長から道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができるので、必要がある場合には総合調整の依頼を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部等における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 4. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類する。行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。

#### ＜発生段階＞

発生段階 (国)	発生段階 (道)	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	道内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・道内未発生期（道で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
	道内発生早期	・道内発生早期 (道で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
国内感染期	道内感染期	・地域感染期 (道で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)  ※感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、対策を考える上で、患者数等流行規模に関する数値を置いたうえで実際に新型インフルが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得ることを念頭に置いて対策を検討する。被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これをさらに町の道内の人口比（0.0734%）で算出すると、全国、道及び町の被害想定は次のようになる。

			全国	道	町
総人口（H22.10）			128,057,352	5,506,419	4,042
全人口の25%が罹患すると想定した場合	受診患者数		約1,300万人～ 約2,500万人	55万9千人～ 107万5千人	410人～ 790人
	入院患者数上限		約200万人	8万6千人	約63人
スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%とした場合	死亡者数の上限		約64万人	約2万8千人	約21人
	入院患者数上限		約53万人	約2万3千人	約17人
アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%とした場合	死亡者数の上限		約17万人	約7千人	約5人
	中等度	最大入院患者数	約10.1万人	約4千3百人	約3人
全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合	重度	最大入院患者数	約39.9万人	約1万7千人	約13人

※なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。

※被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。

罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤

期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが予想される。

## 6. 対策推進のための役割分担

### （1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進める。

### （2）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【道の役割】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

#### 【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### （3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を

含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

#### **(4) 指定（地方）公共機関の役割**

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### **(5) 登録事業者の役割**

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の道民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続する。

#### **(6) 一般の事業者の役割**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を行う。

#### **(7) 町民**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施する。

## 7. 行動計画の主要6項目

本行動計画では、段階ごとに、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」「(6) 町民生活の安定に関する措置」の6つの分野ごとに対策を進めます。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な内容等については以下のとおりです。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「比布町新型インフルエンザ等対策会議」を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進する。さらに、関係部局等においては、道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**(以下「緊急事態宣言」という。)が行われたときは、「比布町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、取り組みを推進する。

### ア 町の危機管理体制の整備

本計画において、発生状況に応じた対策を講じるため、次の組織体制をとる。

発生段階 (国)	発生段階 (道)	町の対応	担当
未発生期	未発生期	国、道からの情報を提供	保健福祉課
海外発生期	海外発生期	庁内に副町長を議長とする「比布町新型インフルエンザ等対策会議」を設置、部員は各課長等	事務局は保健福祉課
発生早期	国内発生早期	国からの緊急事態宣言発令により比布町地域防災計画の体制に準じた、『比布町新型インフルエンザ等対策本部』を設置。	対策本部の事務局
国内感染期	道内発生早期	比布町新型インフルエンザ等対策本部を継続する	
	道内感染期	比布町新型インフルエンザ等対策本部を継続する	
小康期	小康期	終息まで、比布町新型インフルエンザ等対策本部を継続する。	

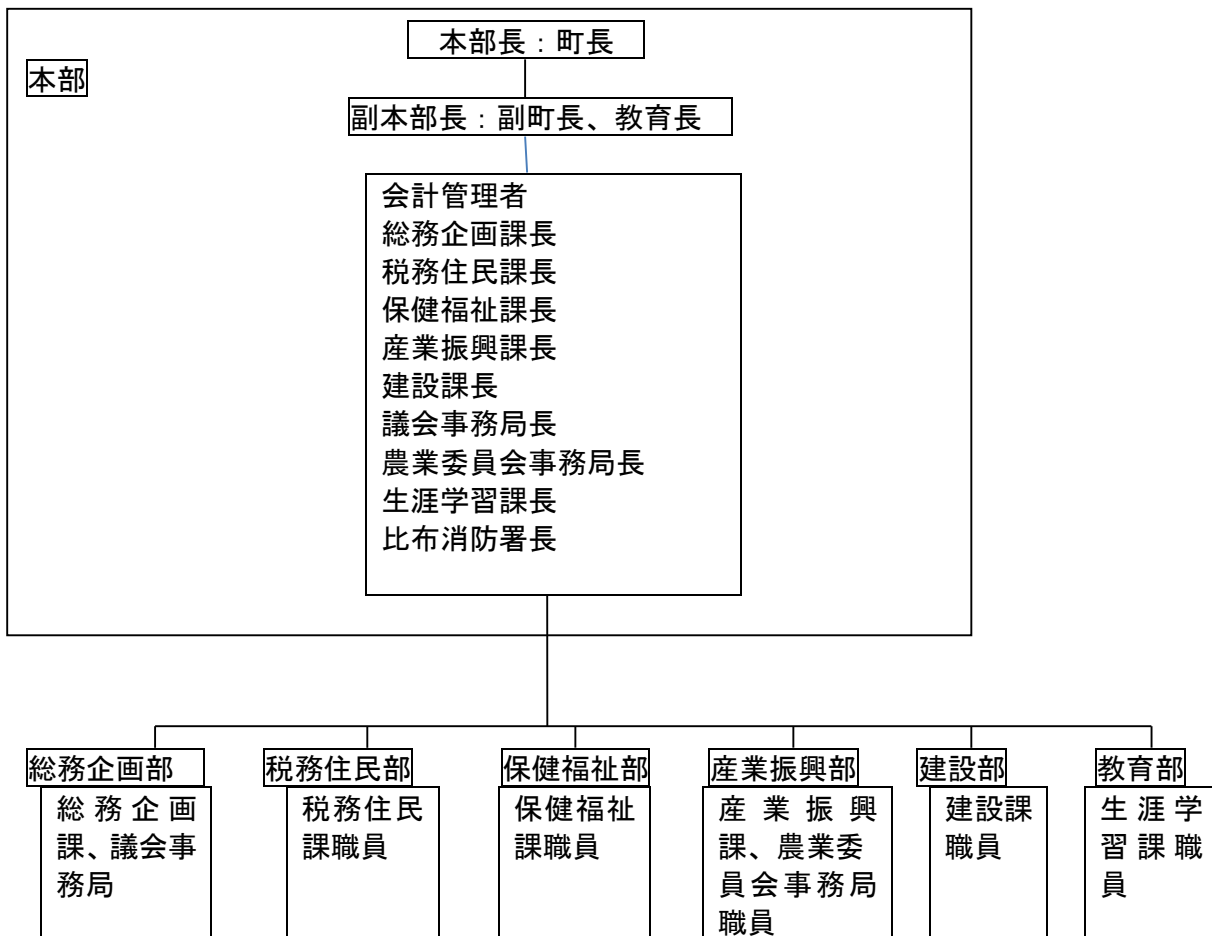
## イ 比布町新型インフルエンザ等対策会議構成

議長：副町長  
 委員：総務企画課長  
         税務住民課長  
         保健福祉課長  
         産業振興課長  
         生涯学習課長  
 事務局：保健福祉課

## ウ 比布町新型インフルエンザ等対策本部構成

- ・ 本部長：町長
- ・ 副部長：副町長・教育長
- ・ 構成員：会計管理者・総務企画課長・税務住民課長・保健福祉課長・産業振興課長・建設課長・議会事務局長・農業委員会事務局長・生涯学習課長・比布消防署長
- ・ 事務局：総務企画課・保健福祉課

### 《比布町新型インフルエンザ等対策本部構成図》



## エ 比布町新型インフルエンザ等対策本部の運営

### (1) 本部員会議

ア 本部員会議は、新型インフルエンザ等感染対策に関し感染予防又は感染応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部員で構成する。

イ 本部員会議は、本部長が招集する。

ウ 感染の規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。

### (2) 本部の庶務

本部の庶務は、保健福祉課において処理する。

### (3) その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### (4) 所管事項

新型インフルエンザ等対策に関する重要な決定を行う。

## オ 新型インフルエンザ等対策本部各部の役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施ために各部局が連携をとりながら、比布町地域防災計画に準じた全庁的な取り組みを行う。

〔総務企画部〕
(1) 対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 対策本部の会議に関すること。 (3) その他関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 職員の感染状況把握及び職員体制に関すること。 (5) 公務災害に関すること。 (6) 職員の感染防止対策に関すること。 (7) 庁舎の感染防止対策に関すること。 (8) 関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。 (9) 新型インフルエンザに関する情報公開に関すること。 (10) 各地域（行政区等）との連絡に関すること。 (11) 職員等の感染出動用被服等の調達及び配付に関すること。 (12) 消防署との連携に関すること。 (13) 感染対策の予算措置に関すること (14) 各部との連絡調整に関すること。 (15) 町有車両の運行管理に関すること。 (16) 報道機関等との対応及び広報活動に関すること。 (17) その他各部に属さないこと。
〔税務住民部〕
(1) 埋火葬の許可に関すること。
〔保健福祉部〕
(1) 対策会議の設置及び運営に関すること。 (2) 対策本部の設置及び運営に関すること。



<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 保健所との連携に関すること。</li> <li>(4) 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。</li> <li>(5) 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供</li> <li>(6) 新型インフルエンザ等に関する感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。</li> <li>(7) 要援護者の食料品及び生活必需品の安定供給等に関すること。</li> <li>(8) 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。</li> <li>(9) 医師会等との連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 予防接種に関すること。</li> <li>(11) 感染防止に関する必要な医薬品・医療機資材の調達に関すること。</li> <li>(12) 防疫に関すること。</li> <li>(13) 保育所等の感染対策に関する啓発や情報提供に関すること。</li> <li>(14) 保育所園児等のインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</li> <li>(15) 福祉サービスの継続利用に関すること。</li> <li>(16) 要援護者（ひとり暮らし高齢者・障がい者世帯）等の支援に関すること。</li> <li>(17) 介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発や情報提供に関すること。</li> <li>(18) 介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</li> <li>(19) 野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥等の検査等への協力および処分等に関すること。</li> <li>(20) 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬に関すること。</li> <li>(21) 身元不明者の遺体の収容及び埋葬に関すること。</li> <li>(22) 一時的な遺体の安置所の開設、埋火葬に関すること。</li> </ul>
〔産業振興部〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家きん等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる家きん等の検査等への協力および処分等に関すること。</li> <li>(2) 企業の縮小要請に関すること。</li> <li>(3) 食糧品の確保・安定供給に関すること。</li> <li>(4) 商工業者への情報提供および連絡・調整に関すること。</li> </ul>
〔建設部〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通機関等の規制に関すること。</li> <li>(2) 飲料水の供給に関すること。</li> </ul>
〔教育部〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中学校における感染対策に係る啓発及び情報提供に関すること。</li> <li>(2) 小中学校でのインフルエンザ患者の集団的発生を把握する。</li> <li>(3) 児童生徒に対する学用品等の給与及び医療、防疫に関すること。</li> <li>(4) 小中学校の臨時休業に関すること。</li> </ul>
各部等に共通事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対策本部から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関すること。</li> <li>(2) 所管する町有施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。</li> </ul>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(3) 地域感染期等における関係団体等への活動継続又は自粛要請等に関すること。</li><li>(4) 地域感染期等における町の業務の維持継続に関すること。</li><li>(5) 関係機関との連絡・調整に関すること。</li><li>(6) 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。</li><li>(7) 各部間の応援（職員・車両等）に関すること。</li><li>(8) 部内の連絡調整に関すること。</li></ul> |
|--|

## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、収集・分析し判断につなげるとともに、その結果を関係者に迅速かつ定期的に町民等に還元する。

流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用し、関係部局とも情報を共有しながら対策に活用していく。

## (3) 情報提供・共有

発生時の情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

## (4) 予防・まん延防止

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することを目的として、個人・地域・職場等における感染対策・予防接種などの複数の対策を行うが、まん延防止対策を行う場合個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ対策の効果と影響を考慮して実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## (5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供は、健康被害を最小限とし、社会経済活動への影響を最小限にとどめる。道等の対策に対する指示、協力を行う。

## (6) 町民生活の安定の確保

本人や家族の罹患等により、町民生活の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあり、この影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、事業者等が連携して対策を講じる。

### Ⅲ. 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。  
新型インフルエンザ等が発生した場合、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

#### 1 未発生期

状態	1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国、道や近隣の市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

##### ア 比布町行動計画等の作成

特措法及び政府行動計画及び道計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務計画等を策定し、必要に応じて見直しを行う。策定するときは、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する学識経験者の意見を聴く。(総務企画部、保健福祉部)

##### イ 実施体制の整備及び国・道との連携強化

- ① 町は、町における取組体制を整備・強化するために、「比布町新型インフルエンザ等対策会議」を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた町の業務継続計画の策定・見直し等を行う。(全庁)
- ② 町は、道、近隣市町と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施する。(総務企画部、保健福祉部)

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア 国内外の情報収集

町は、国等の新型インフルエンザ等の対策関連情報及び道等からの国内外の新型インフルエンザ等発生情報を収集する。(保健福祉部)

##### イ 通常のサーベイランス

学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(教育部)

ウ 町は、国や道が実施する鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集や国立感染症研究所が実施する分析評価により新型インフルエンザの出現に関する情報把握に努める。（産業振興部）

### （3）情報提供・共有

#### ア 体制整備等

町は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び道等が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。（保健福祉部）

#### イ 相談窓口の準備

新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、町は、相談窓口を設置する準備を進める。（保健福祉部）

#### ウ 訓練等

町は、発生前から国、道、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。（全庁）

#### エ 情報提供

町は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。（保健福祉部）

### （4）予防・まん延防止

#### ア 感染対策の実施

町は、感染予防のため町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けることの啓蒙を図る。（保健福祉部、教育部）

#### イ 地域対策・職場対策の周知

町は、発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、国や道との連携の下、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策についての準備を行う。（総務企画部、保健福祉部、教育部）

#### ウ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。（保健福祉部）

#### エ 予防接種

##### a 登録事業者の登録への協力

町は、国が実施する登録事業者の登録事務について、必要に応じて協力する。（保健福祉部）

##### b 特定接種の準備

町は、特措法第28条に基づき実施する、特定接種できるように接種体制を構築する。（保健福祉部）

##### c 住民接種の準備

① 町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）または予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に

基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。（保健福祉部）

- ② 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。（保健福祉部）
- ③ 町は、速やかに接種することができるよう、郡市医師会、事業者、学校関係者等と協力し接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（保健福祉部）

## （5）医療

町は、道行動計画では下記の通り行われるので道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

### ア 地域医療体制の整備

- ① 道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努める。（道保健福祉部）
- ② 道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努める。  
また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進める。（道保健福祉部、関係部局）
- ③ 道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。（道保健福祉部）

### イ 国内感染期に備えた医療の確保

- ① 道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。（道保健福祉部）
- ② 道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（道保健福祉部）
- ③ 道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。（道保健福祉部）
- ④ 道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。（道保健福祉部）

⑤ 道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。(道保健福祉部)

⑥ 道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。(道保健福祉部)

ウ 手引き等の策定、研修等

① 道は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。(道保健福祉部)

② 道は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(道保健福祉部)

エ 医療資器材の整備

道は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)の備蓄・整備に努める。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。(道保健福祉部)

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(道保健福祉部)

(6) 町民生活の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

町は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的支援体制について整備をすすめる。(保健福祉部、総務企画部)

(要援護者の情報は、防災計画の要援護者台帳整備等を進めることで対応していく。)

イ 火葬能力等の把握

道が、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、道からの要請に応じその取組等に適宜、協力する。(保健福祉部)

ウ 物資及び資材等の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄し、または施設及び設備を整備等に努める。(保健福祉部、総務企画部)

## 2 海外発生期

状態	<p>1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</p> <p>2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</p> <p>3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</p>
目的	<p>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生が遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国や道等と連携しながら強力な措置をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、国や道等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力し、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。</p> <p>4) 町民生活の安定のための準備、予防接種の準備等を進め、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

### (1) 実施体制

#### ア 実施体制等の強化

- ① 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国や道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、**比布町新型インフルエンザ等対策会議**を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議する。  
(関係部)
- ② 町は、道と連携して、国が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定した場合は、速やかに国の方針に従った対処方針を決定する。

### (2) サーベイランス・情報収集

道では、サーベイランス・情報提供のに関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに道等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

#### 1 情報収集

- ① 道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じ必要な情報収集に努める。
  - ・ 病原体に関する情報
  - ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
  - ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）（道保健福祉部）

## 2 サーベイランスの強化等

- ① 道は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。（道保健福祉部）
- ② 道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。（道保健福祉部）
- ③ 道は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（道保健福祉部、関係部局）

## 3 調査研究

道は、国が実施する国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査など、対策に必要な調査研究等に協力する。（道保健福祉部）

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- a 町民に対して、国内外での発生状況、現在の対策等を、できる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行う。（保健福祉部、総務企画部）
- b 町は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努める。（保健福祉部、総務企画部）

#### イ 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有に努めます。（保健福祉部、総務企画部）

#### ウ 相談窓口の設置

町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成するQ & A等を参考としながら、適切な情報提供に努める。（保健福祉部）

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 感染症危険情報の周知等

町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について国や道等と連携して町民に周知する。（保健福祉部、総務企画部）

#### イ 特定接種の実施

国が実施する特定接種について、町は、国や道等と連携して特定接種の実施や具体的な運用等に関する情報収集を行い、国の基本的対処方針を踏まえ、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部）



## ウ 住民接種の準備

- ① 町は、国や道等と連携して特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を開始する。（保健福祉部）
- ② 国の要請を受けて、町民が速やかに接種できるように、具体的な接種体制の構築準備を進める。（保健福祉部）
- ③ ワクチンの種類、有効性・安全性接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報を広報する。（保健福祉部）

## (5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに国及び道からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力する。

### 1 新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。（道保健福祉部）

### 2 医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（道保健福祉部）

- ① 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努める。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努める。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

### 3 帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（道保健福祉部）

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### 4 医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（道保健福祉部）

### 5 検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備する。（道保健福祉部）

6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（道保健福祉部）
- ② 道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健福祉部）
- ③ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（道保健福祉部）

**(6) 町民生活の安定の確保**

ア 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、海外で発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。（保健福祉部）

イ 遺体の火葬・安置

町は、国や道からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（保健福祉部）

### 3 国内発生早期

状態	<p>1) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>2) 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 (地域未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 (地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
目的	<p>1) 道内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。</p> <p>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</p> <p>4) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

#### (1) 実施体制

##### ア 町対策本部の設置

政府対策本部長が緊急事態宣言を出した場合には、町が「比布町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国や道と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。

(※なお、緊急事態宣言を出されていない場合でも、特措法に基づかない任意の対策本部を設置可である。)

##### イ 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、町においても、速やかに国や道の方針に沿った対処方針を決定する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

道は、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## 1 情報収集

道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。（道保健福祉部）

## 2 サーベイランス

① 道は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。（道保健福祉部、関係部局）

② 道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努める。（道保健福祉部）

③ 道は、国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施する。（道保健福祉部）

## 3 調査研究

① 道は、発生した道内患者について、初期の段階には、国と連携しながら、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（道保健福祉部）

② 道は、国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を活用し、対策に反映する。（道保健福祉部）

## (3) 情報提供・共有

### ア 相談窓口等の体制充実・強化

町は、道等からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努める。また、国からの状況の変化に応じたQ & Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用する。（保健福祉部）

### イ 情報提供

① 町は、道内外での発生状況や対策をリアルタイムで町民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。（関係部局）

② 町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。（保健福祉部、関係部局）

### ウ 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（保健福祉部、関係部局）

## (4) 予防・まん延防止

### ア 道との連携によるまん延防止策

① 町は、道等と連携して町民、事業所等に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける。時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

また、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（保健福祉部）

- ② 町は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する国が作成する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（教育部）
- ③ 町は、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が強化されるよう努める。（保健福祉部）

#### イ 水際対策

町は、道が、国と連携し実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力する。（保健福祉部）

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、適宜、協力する。

- ・ 道は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- ・ 道は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない、学校、保育所等に対し新型インフルエンザ等にまん延を防止し、道民の生命・健康、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 道は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。道は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 道は、道内において、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、国が実施する地域における重点的な感染拡大防止策に協力する。（道保健福祉部）

## エ 住民接種の実施

パンデミックワクチンが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て**住民接種**を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。（保健福祉部）

## オ 住民接種の広報・相談

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（保健福祉部）
- ② 新臨時接種（病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく）については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。（保健福祉部）

## カ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（保健福祉部）

### 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 住民に対する予防接種の実施
  - ・ 町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
  - ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- ② 住民接種の広報・相談
  - ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
    - a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
    - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
    - c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
    - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
  - ・ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
    - a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
    - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
    - c. 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
  - ・ 町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

**① 緊急事態宣言がされている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する接種『住民に対する予防接種』または、②緊急事態宣言がされていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点**

- ・ 町は、接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図ることが必要である。
- ・ 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- ・ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ ワクチンの大部分が10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・ 1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

## (5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、要請に応じ、その取組等適宜、協力する。

### 1 医療体制の整備

道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（道保健福祉部）

### 2 患者への対応等

① 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（道保健福祉部）

② 道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。（道保健福祉部）

③ 道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（道保健福祉部）

### 3 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（道保健福祉部）

### 4 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（道保健福祉部）

### 5 医療機関・薬局における警戒活動

道は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。（警察本部）

緊急事態宣言がされている場合の措置

道は、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。（道保健福祉部）



## (6) 町民生活の安定の確保

### ア 要援護者対策

- ① 町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- ② 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

### イ 遺体の火葬・安置

- ① 町は、道等からの要請に基づき、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

### ウ 事業者の対応

道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請する。町は、道等からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力する。（関係部局）

### エ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（関係部局）
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。町は、道等からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力する。（関係部局）

緊急事態宣言がされている場合の措置	<p>1、水の安定供給</p> <p>水道事業者である町は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>2、生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>
-------------------	--

## 4 国内感染期

<p>状態</p>	<p>1) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。                  2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。                  3) 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。                  (地域未発生期)                  町内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。                  (地域発生早期)                  町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。                  (地域感染期)                  町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
<p>目的</p>	<p>1) 医療体制を維持する。                  2) 健康被害を最小限に抑える。                  3) 町民生活の影響を最小限に抑える。</p>
<p>対策の考え方</p>	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。                  2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国や道と連携しながら、町として実施すべき対策の判断を行う。                  3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。                  4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。                  5) 必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努める。                  6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努める。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努める。                  7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。                  8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

### (1) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町は速やかに国や道の方針に沿った対処方針を決定する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 町は、緊急事態宣言がされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ② 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、国と協議しながら特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町

村による応援等の措置を行う。（保健福祉部、関係部局）

## （２）サーベイランス・情報収集

町は、道のサーベイランス・情報収集に関して次の通り対策を行うので、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

### １ サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。（道保健福祉部、関係部局）

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。（道保健福祉部）

（地域感染期における対応）

① 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。（道保健福祉部）

② 道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。（道保健福祉部）

### ２ 調査研究

道は、引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。（道保健福祉部）

## （３）情報提供・共有

国内発生早期を参照

## （４）予防・まん延防止

### ア 感染対策の実施

町は、引き続き町民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。（保健福祉部）

### イ 住民接種の実施

① 町は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

② 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

### ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（保健福祉部）

緊急事態宣言がされている場合

### ○ 住民接種の実施

・ 町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。</li> <li>・ 住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。</li> </ul>
--	---

## （６）医療

### ア 医療体制の確保

町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地域医師会等と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。

緊急事態宣言がされている場合の措置	<p>町は、国や道と連携し、区域内的の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、道が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。</p>
-------------------	--

## （７）町民生活の安定の確保

### ア 要援護者対策

- ① 町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- ② 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

### イ 遺体の火葬・安置

- ① 町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ② 町は、道が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- ③ 町は、道と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ④ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保す

るものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

緊急事態宣言がされている場合の措置	<p>① 水の安定供給 国内発生早期の項を参照</p> <p>② 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町は、町民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</li><li>・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</li><li>・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。</li></ul> <p>③ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町は、国から道を通じ行われる火葬場の稼働させる旨の要請を受け、対応する。</li><li>・町は、国から道を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。</li><li>・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。</li></ul> <p>④ 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。</li></ul>
-------------------	---

## 5 小康期

状態	1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行はいったん終息している状況。
目的	1) 町民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町においても、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。(全庁)

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合に、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、速やかに町対策本部を廃止する。

#### ウ 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しや道行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画の必要な見直しを行う。(保健福祉部、関係部局)

### (2) サーベイランス・情報収集

町は、道が通常のサーベイランスを継続するので、その取組等適宜協力する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ① 町は、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係部局)
- ② 町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、国や道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係部局)

#### イ 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行う。(保健福祉部)

#### ウ 相談窓口等の体制の縮小

町は、道からの要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 住民接種の実施

- ① 町は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ② 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

#### イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

国内感染期を参照（保健福祉部）

緊急事態宣言がされている場合の措置	○住民接種の実施 ・町は、流行の第二波に備え、国及び道と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 ・住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。
-------------------	--

### (5) 医療

町は、道は次のとおり対策を行うので、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、要請に応じ、その取組等適宜、協力する。

1 医療体制 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。（道保健福祉部） 2 抗インフルエンザウイルス薬 ① 道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知する。（道保健福祉部） ② 道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（道保健福祉部） 3 緊急事態宣言がされている場合の措置 道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（道保健福祉部、関係部局）
--

### (6) 町民生活の安定の確保

#### ア 要援護者対策

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置	○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・ 町は、国、道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
-------------------	--



※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の实情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)  
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 指定届出機関  
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
- 死亡率 (Mortality Rate)  
ここでは、人口 10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
- 人工呼吸器  
呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
- 新型インフルエンザ  
感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。  
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
- 新感染症  
新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 積極的疫学調査  
患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施

し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15条に基づく調査をいう。

- 致死率（致命率Case Fatality Rate）  
流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
- トリアージ  
災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
- 鳥インフルエンザ  
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
- 濃厚接触者  
新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- 発病率（Attack Rate）  
新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。
- パンデミック  
感染症の世界的大流行。  
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン  
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性  
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
- プレパンデミックワクチン  
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNAに変換した後に PCRを行う RT-PCRが実施されている。

## ○ 新型インフルエンザが大流行した場合、家庭で備蓄しておくことが望ましいもの

国の「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、災害時のように、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄推奨の例として、次の物品例を示しています。

個人での備蓄物品の例

食料品（長期保存可能なもの）の例	日用品・医療品の例
米	マスク（不織布製マスク）
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）	体温計
切り餅	ゴム手袋（破れにくいもの）
コーンフレーク・シリアル類	水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
乾パン	漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
各種調味料	消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）
レトルト・フリーズドライ食品	常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
冷凍食品（家庭での保持温度、停電に注意）	絆創膏（ばんそうこう）
インスタントラーメン、即席めん	ガーゼ・コットン
缶詰	トイレットペーパー
菓子類	ティッシュペーパー
ミネラルウォーター	保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）
イオン飲料（スポーツ飲料）	洗剤（衣類・食器等）・石鹸
ペットボトルや缶入りの飲料	シャンプー・リンス
育児用調製粉乳 （ペットがいる方はペットフードなど）	紙おむつ
	生理用品（女性用）
	ごみ用ビニール袋
	ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
	カセットコンロ
	ボンベ
	懐中電灯
	乾電池